

社援保発 1225 第 1 号
平成 21 年 12 月 25 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

失業等により生活に困窮する方々への支援の留意事項について

先般、政府の「緊急雇用対策」（平成 21 年 10 月 23 日緊急雇用対策本部決定）に基づき、失業等により生活に困窮する方々への支援として、ハローワークにおけるワンストップ・サービス・デイが実施されたところです。職員の派遣等、御協力いただいた関係地方公共団体には改めて御礼申し上げます。

当該事業の実施に当たっては、利用者の方々から高い評価をいただいたところですが、一方、失業等により生活に困窮する方々への支援について課題も生じております。

こうしたことを踏まえ、各自治体におかれては、引き続き「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」（平成 21 年 3 月 18 日社援保発第 0318001 号保護課長通知）及び「緊急雇用対策における貧困・困窮者支援のための生活保護制度の運用改善について」（平成 21 年 10 月 30 日社援保発 1030 第 4 号保護課長通知）の趣旨を再度ご理解いただくとともに、失業等により生活に困窮する方々への支援に当たっては、ハローワーク等の関係行政機関や、ホームレス支援を行う NPO 法人等の民間団体と連携の上、下記の事項について留意し、効果的で実効ある生活保護制度の運用に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 速やかな保護決定

失業等により生活に困窮する方が、所持金がなく、日々の食費や求職のための交通費等も欠く場合には、申請後も日々の食費等に事欠く状態が放置されることのないようにする必要があります。そのため、臨時特例つなぎ資金貸付制度等の活用について積極的に支援し、保護の決定に当たっては、申請者の窮状にかんがみて、可能な限り速やかに行うよう努めること。

2 住まいを失った申請者等に対する居宅の確保支援

失業等により住居を失ったか、又は失うおそれのある者に対しては、まず安心して暮らせる住居の確保を優先するという基本的な考え方に立ち、「居宅生活可能と認められる者」

については、可能な限り速やかに敷金等を支給し、安定的な住居の確保がなされるよう、支援すること。

なお、居宅生活ができるか否かの判断に当たっては、「生活保護問答集」（平成 21 年 3 月 31 日保護課長事務連絡）問 7-107 において判断の視点を示しているところであるが、これは判断の視点であって、そのうちの一つの要件が満たされないことのみをもって居宅生活ができないと判断することのないよう、留意されたい。

3 適切な世帯の認定

失業等により住居を失い、一時的に知人宅に身を寄せている方から保護の申請がなされた場合には、一時的に同居していることをもって、知人と申請者を同一世帯として機械的に認定することは適当ではないので、申請者の生活状況等を聴取した上、適切な世帯認定を行うこと。

4 他法他施策活用の考え方

就職安定資金及び総合支援資金等の公的貸付制度及び住宅手当は、生活保護法第 4 条第 1 項のいう「その他あらゆるもの」には含まれず、本人の意に反して利用を強要することはできないものであること。

保護の相談時には、相談者に誤解が生じないように、適切な助言に努めること。

5 実施機関が異なる申請者の対応

面接相談時に、相談を受けた福祉事務所と保護の実施責任を負う福祉事務所が異なることが判明した場合においても、相談者が保護の申請意思を示した場合には、相談を受けた福祉事務所から相談者の実施責任を負う福祉事務所に相談記録等を速やかに回付すること。

6 関係機関との連携強化等について

保護の実施機関においては、住宅手当、総合支援資金及び訓練・生活支援給付金等の各種関係施策について積極的な情報収集を行うとともに、特に失業等により生活に困窮する方々に対しては、生活保護の相談のみならず、これらの関係施策の活用なども含め生活全般の相談に対応するよう配慮すること。

また、相談に対応した職員は、必要に応じてハローワークや社会福祉協議会等の関係機関の担当者と連絡を取り、個々の調整を行う等、関係機関との連携強化に努め、相談者に配慮した対応を行うこと。

さらに、上記 2 の安定的な住居の確保に当たっては、ホームレス支援を行っている NPO 法人等の民間団体や不動産業者等との連携に努めること。